

確 約 書 (令和 3 年度特例対象者)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和 4 年 3 月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和 3 年 2 月 10 日付け保発 0210 第 1 号)の別紙 1 の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和 2 年 3 月 4 日付け保発 0304 第 1 号)の別紙 3 の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和 年 月 日

東 北 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

名 称 _____

〒 - TEL. - -

住 所 _____

確 約 書 (令和4年度特例対象者)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和5年3月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和3年2月10日付け保発0210第1号)の別紙1の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日付け保発0304第1号)の別紙3の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和 年 月 日

東 北 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

名 称 _____

住 所 〒 - TEL. - - _____

確 約 書 (令和 5 年度特例対象者)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和 6 年 3 月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和 3 年 2 月 10 日付け保発 0210 第 1 号)の別紙 1 の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和 2 年 3 月 4 日付け保発 0304 第 1 号)の別紙 3 の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和 年 月 日

東 北 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

名 称 _____

住 所 〒 - TEL. - -

確 約 書 (令和 6 年度特例対象者)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和 7 年 3 月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和 3 年 2 月 10 日付け保発 0210 第 1 号)の別紙 1 の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和 2 年 3 月 4 日付け保発 0304 第 1 号)の別紙 3 の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和 年 月 日

東 北 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

名 称 _____

〒 - TEL. - -
住 所 _____

確 約 書 (令和 7 年度特例対象者)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から令和 8 年 3 月末日までに、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和 3 年 2 月 10 日付け保発 0210 第 1 号)の別紙 1 の「実務研修期間証明書」の写し及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和 2 年 3 月 4 日付け保発 0304 第 1 号)の別紙 3 の「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務研修期間証明書」の写し及び「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和 年 月 日

東 北 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

名 称 _____

〒 - TEL. - -
住 所 _____